評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要綱

（平成１７年１月１日制定）

（目　的）

第１条　この要綱は、大阪府立学校の職員の評価・育成システムの実施に関する規則（平成１６年大阪府教育委員会規則第１２号）第９条の規定に基づき、評価結果に対する苦情の申出及びその取扱い（以下「苦情対応」という。）に関し必要な事項を定める。

（苦情対応の基本的考え方等）

第２条　苦情対応は、評価結果に対する被評価者と評価者の共通認識の形成に寄与することにより、学校における信頼関係の醸成を図るとともに、評価の公正性・公平性に資するものであり、被評価者、評価者及びすべての関係者は、真摯に対応しなければならない。

（苦情審査会）

第３条　申出のあった苦情（以下「申出事案」という。）について審査するため、苦情審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会の委員は、別表に定める職にある者をもって構成する。

３　審査会の会長は、教職員室長の職にある者をもって充てる。

（会長）

第４条　会長は、審査会を招集し、主宰する。

２　会長に事故あるときは、会長があらかじめ委員の中から指名した者が、その職務を行う。

（調査員）

第５条　申出事案について調査するため、審査会に調査員を置く。

２　調査員は、教職員室の職員をもって充てる。ただし、苦情申出者の評価者であった職員は、当該申出事案の調査員とはしない。

（苦情の申出）

第６条　自らの評価結果に対して苦情を有する職員は、その苦情を申出ることができる。

２　職員が第１項の規定により苦情を申出るときは、書面をもって審査会の会長に申出るものとする。

３　苦情の申出手続き及び苦情の申出ができる期間については、別に定める。

４　職員が第１項の規定により苦情の申出をするときは、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和29年大阪府人事委員会規則第2号）第2条第１２号の規定により、その職務に専念する義務の免除を申請することができる。

（事案の調査等）

第７条　会長は、調査員に対し、申出事案に関する調査を命じることができる。

２　調査員は、前条第１項の規定により苦情の申出をした職員（以下「申出者」という。）及び評価者に対して申出事案に関する調査を行い、その結果を会長に報告する。

３　調査員の求めに応じて、申出者又は評価者は申出事案についての内容又は評価理由を説明しなければならない。

４　調査員は、申出者及び評価者に対し、助言を行うことができる。

（事案の審査等）

第８条　審査会は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

２　委員が苦情申出者の評価者であった場合は、当該申出事案の審査には関与しないものとする。

３　審査は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

４　会長は、審査結果を速やかに申出者及び評価者に通知しなければならない。

（苦情対応の終了）

第９条　苦情対応は、審査結果の通知をもって終了する。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、苦情対応を終了する。

(1)　申出者が申出事案について、地方公務員法に基づく勤務条件に関する措置の要求その他の法令に基づく救済手続きに訴えたとき。

(2)　申出者が苦情の申出を取り下げたとき。

（審査会の非公開）

第１０条　審査会は、非公開とする。

（守秘義務）

第１１条　委員及び調査員は、申出者の職及び氏名、苦情の内容その他の苦情対応に関し職務上知るに至った秘密を苦情対応に関係のない者に漏らしてはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第１２条　職員は、審査会に対して苦情の申出を行ったこと、苦情対応に関し調査員が行う調査に協力したこと等により、不利益な取扱いを受けることはない。

（事務局）

第１３条　審査会の事務局は、教職員室教職員企画課に置く。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、苦情対応に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２２年３月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別　表

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 役　　職　　名 |
| 委員・会長 | 教職員室長 |
| 委　員 | 教育振興室副理事 |
| 委　員 | 教育総務企画課長 |
| 委　員 | 教職員人事課長 |
| 委　員 | 教職員人事課参事 |

-２８-